

《介護保険で利用できるサービス》

＝居宅サービス＝

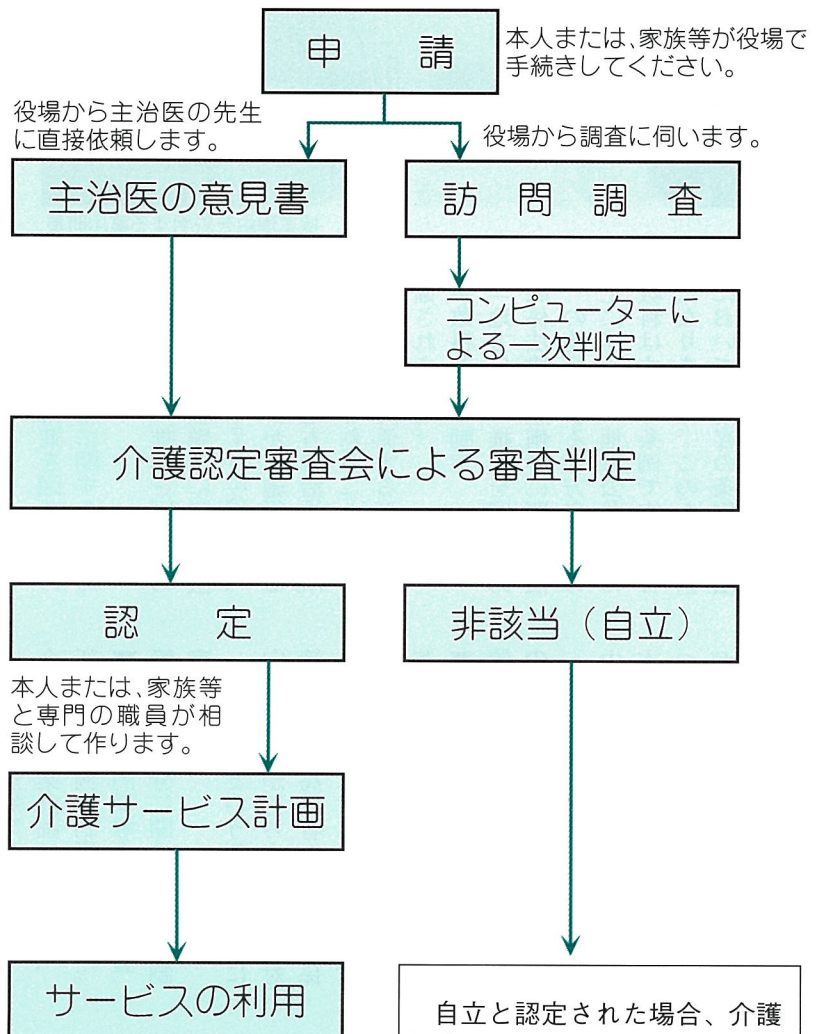
- 訪問介護  
(ホームヘルプサービス)
- 訪問入浴介護
- 訪問看護
- 訪問リハビリテーション
- 居宅療養管理指導
- 日帰り介護(通所介護・デイサービス)
- 日帰りリハビリテーション  
(通所リハビリテーション)
- 短期入所生活介護(ショートステイ)
- 短期入所療養介護
- 痴呆対応型共同生活介護  
(グループホーム)
- 特定施設入所者生活介護
- 福祉用具貸与
- 住宅改修
- 介護支援サービス(居宅介護支援)

＝施設サービス＝

- 特別養護老人ホーム入所
- 介護老人保健施設入所
- 療養型病床群等への入所

※ 利用したサービス費用の1割は自己負担になります。

《介護保険を利用するための手続き》



要介護度と利用できるサービスの上限  
居宅介護

	状態の目安	給付限度額(月額)
要支援	日常生活は可能だが、一部介護を必要とする。	61,500円
要介護1	日常生活に一部介護を必要とする。立ち上りに支えを必要とする。	165,800円
要介護2	排泄や食事に一部介助が必要。自力歩行が困難。	194,800円
要介護3	排泄、入浴、着替えなどに介助が必要。自力歩行が困難。いくつかの問題行動や理解の低下がみられる。	267,500円
要介護4	食事や排泄、入浴、着替えなどに全般的な介助が必要。多くの問題行動や全般的な理解の低下がみられる。	306,000円
要介護5	生活全般にわたり、全面的な介助が必要。排泄や食事がほとんどできない。	358,300円

施設介護	特別養護老人ホーム	325,000円(月額平均)
	老人保健施設	354,000円(月額平均)
	療養型病床群等	431,000円(月額平均)

※ 現金が支給されることはありません。

自立と認定された場合、介護保険のサービスは利用できませんが、町が行う次のようなサービスを利用することができますので、ご相談ください。

- ・ 訪問介護  
(ホームヘルプサービス)
- ・ 短期入所生活介護  
(ショートステイ)
- ・ 通所介護  
(デイサービス)

【問い合わせ先】  
横芝町役場保健福祉課 福祉係  
電話 (82) 8817 直通